

## 会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、\_\_\_\_\_会自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、\_\_\_\_\_に置く。

(目 的)

第3条 本会は、\_\_\_\_\_会の住民が連帯共同して、火災、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害を未然に防止し、又は被害を軽減することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火防災に関する知識の普及に関する事。
- (2) 地震等に対する災害予防に関する事。
- (3) 地震等の発生時における警戒、情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関する事。
- (4) 防火防災訓練等の実施に関する事。
- (5) 防火防災用資機材等の整備に関する事。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第5条 本会は、\_\_\_\_\_会内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に会長、副会長、幹事、会計、監査を置く。

- 2 役員は、会員の互選による。
- 3 役員任期は、\_\_\_\_年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、会務の運営にあたる。
- 4 会計は、会の会計事務をつかさどる。
- 5 監査は、会の会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会に、役員会その他の会議を置く。

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画について協議する。

2 協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 地震の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練に関する事。
- (4) 地震等の発生時における警戒、情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関する事。
- (5) その他必要な事項

自主防災会編成表

年度

役 職 名	住 所 / 氏 名	電 話 番 号
会 長	町	
副 会 長	町	
役 員 ( )	町	
自主防災部長		
応急活動班	情報班	
	消火班	
	救出班	
	避難誘導班	
	給食給水班	
編成人員	名	

附 則 この規約は、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から実施する。